



県章

# 山形県公報

令和元年8月20日(火)  
第31号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……397

### 告 示

○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……398  
○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同  
○県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同  
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……399

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会8月定例会の招集……………同

### 公 告

○令和元年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同  
○令和2年度山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の募集……………(雇用対策課) ……400

## 規 則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第18号

#### 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則(平成5年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	制御機械科	を	生産エンジニアリング科	に改める。
	電子情報科		情報通信システム科	
	国際経営科		IT会計ビジネス科	

### 附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の前日から引き続き山形県立産業技術短期大学校庄内校に在籍する者に係る訓練科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第240号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年1.30%」を「年1.27%」に、「年0.80%」を「年0.87%」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年7月19日から適用する。
- 2 令和元年7月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第241号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年1.30パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.10パーセント」を「年1.07パーセント」に、「年0.80パーセント」を「年0.87パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年7月19日から適用する。
- 2 令和元年7月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三光堰西地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営三光堰西地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
舟形町役場及び大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和元年8月22日から同年9月20日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第243号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 天童くのもと地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第4号**

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

令和元年8月20日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和元年8月21日（水） 午後2時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和2年度使用教科用図書の採択について
  - (2) 山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和2年度使用教科用図書の採択について
  - (3) 令和2年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について
  - (4) 令和3年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について
  - (5) 令和2年度山形県公立学校教職員人事異動方針について
  - (6) 教職員の人事について

**公 告**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験	令和元年11月14日（木） 午前10時から午前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁
実 技 試 験	同 午後0時50分から	同 上

## 2 受験手続

受験願書を令和元年9月24日（火）から同年10月15日（火）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合

支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、令和元年10月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

令和2年度山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

令和元年8月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集定員

校 名	訓練課程	訓 練 科 目	訓練期間	募集定員
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	生産エンジニアリング科	2年	20名
		情報通信システム科	2年	20名
		I T会計ビジネス科	2年	20名

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める令和2年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

校 名	訓練課程	区 分	期 日	場 所
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）	令和元年11月2日（土）	山形県立産業技術短期大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番4号
		一般入学試験(前期)及び社会人特別入学試験（第2期）	令和元年12月7日（土）	
		一般入学試験(中期)及び社会人特別入学試験（第3期）	令和2年1月25日（土）	
		一般入学試験(後期)及び社会人特別入学試験（第4期）	令和2年3月25日（水）	

3 試験科目

校 名	訓練課程	区 分	試 験 科 目
山形県立産業技術短期 大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験	<p>1 一般推薦</p> <p>生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 ただし、3級以上の技能検定に合格した者は、筆記試験を免除する。</p> <p>情報通信システム科（情報技術者育成基礎コース及び情報技術者育成実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 ただし、ITパスポート試験に合格した者は、筆記試験を免除する。</p> <p>IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接</p> <p>2 指定校推薦</p> <p>生産エンジニアリング科 面接 情報通信システム科（情報技術者育成実践コース） 面接 IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接</p>
		一般入学試験(前期) 及び一般入学試験 (中期)	<p>生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接</p> <p>情報通信システム科（情報技術者育成基礎コース及び情報技術者育成実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接</p> <p>IT会計ビジネス科 筆記試験</p> <p>(1) 小論文 以下2科目から1科目選択</p> <p>(2) 簿記及び会計</p> <p>(3) 国語総合（古文及び漢文を除く。） 及び現代文B</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は、 選択科目の試験を免除する。</p> <p>イ 日商簿記検定3級以上</p> <p>ロ 全経簿記能力検定2級以上（1級の 会計の科目のみ合格した者を含む。）</p> <p>ハ 全商簿記実務検定1級（1級の会計 の科目のみ合格した者を含む。）</p> <p>ニ TOEIC公開テスト470点以上 （TOEIC-IPは不可。顔写真付 き公式認定書の提出を要する。）</p> <p>ホ 実用英語技能検定準2級以上</p> <p>面接</p>

	一般入学試験(後期)	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 情報通信システム科（情報技術者育成基礎 コース及び情報技術者育成実践コース） 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 IT会計ビジネス科 筆記試験（小論文）及び面接
	社会人特別入学試験	生産エンジニアリング科 筆記試験（数学Ⅰ）及び面接 IT会計ビジネス科 面接

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に山形県立産業技術短期大学校庄内校に提出すること。

校 名	訓練課程	区 分	受 付 期 間
山形県立産業技術 短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学試験及 び社会人特別入 学 試 験（第 1 期）	令和元年10月15日（火）から同月28日（月）まで
		一 般 入 学 試 験 （前期）及び社 会人特別入学試 験（第2期）	令和元年11月18日（月）から同年12月2日（月）まで
		一 般 入 学 試 験 （中期）及び社 会人特別入学試 験（第3期）	令和元年12月23日（月）から令和2年1月20日（月）まで
		一 般 入 学 試 験 （後期）及び社 会人特別入学試 験（第4期）	令和2年3月9日（月）から同月23日（月）正午まで

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和2年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、商工労働部雇用対策課産業人材育成担当（電話番号023(630)3117）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。